

参考資料（１）騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準について

平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示 第 64 号
最終改正 令和 2 年 3 月 30 日 環境省告示 第 35 号

環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準(以下「環境基準」という。)は、別に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第 1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 - 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 - 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 - 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下)によることができる。	

- 2 1の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。
- (1) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。
この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
 - (2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
 - (3) 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
 - (4) 騒音の測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。
 - (5) 騒音の測定に関する方法は、原則として日本産業規格 Z8731 による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。
なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。
- 3 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。
- (1) 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。
 - (2) 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち1の環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

第2 達成期間等

- 1 環境基準は、次に定める達成期間でその達成又は維持を図るものとする。
- (1) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
 - (2) 既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後10年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が

著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまって、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。

(3) 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあつては(1)及び(2)にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあつては(2)を準用するものとする。

2 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音はその騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。

3 夜間の騒音レベルが73デシベルを超える住居等が存する地域における騒音対策を優先的に実施するものとする。

第3 環境基準の適用除外について

この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定

(平成 11 年 3 月 19 日大阪府公告第 29 号)

※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例により、府内全ての町村への権限移譲が完了したため、平成 27 年 3 月 25 日大阪府公告第 23 号により、平成 27 年 3 月 31 日限りで廃止したが、参考掲載する。

記

地域の 類型	基準値		該 当 地 域
	昼間	夜間	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	富田林市大字甘南備 大阪府立金剛コロニーの敷地
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域(AA に該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。)
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域(関西国際空港及び大阪国際空港の敷地を除く。)及び工業地域(関西国際空港の敷地を除く。)

※「大阪府立金剛コロニー」は平成 29 年 4 月より「大阪府立こんごう福祉センター」に名称変更

ただし、道路に面する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	基準値	
	昼間 〔 午前 6 時から 午後 10 時まで 〕	夜間 〔 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで 〕
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間 (午前6時から 午後10時まで)	夜 間 (午後10時から 翌日の午前6時まで)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下)によることができる。	

注

- (1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
- ① 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道(市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。)
 - ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1号に掲げる自動車専用道路
- (2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

参考資料（２）自動車騒音に係る要請限度

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令

平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号
最終改正 令和 2 年 3 月 30 日 環境省令第 9 号

(定義)

第 1 条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 車線 一縦列の自動車(二輪のものを除く。)が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
- 二 幹線交通を担う道路 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。
- 三 昼間 午前 6 時から午後 10 時までの間をいう。
- 四 夜間 午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。
- 五 デシベル 計量法(平成 4 年法律第 51 号)別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。(自動車騒音の限度)

第 2 条 騒音規制法第 17 条第 1 項の環境省令で定める限度(以下「限度」という。)は、別表のとおりとする。

(幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例)

第 3 条 別表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。)に係る限度は、前条の規定にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

(都道府県知事及び都道府県公安委員会が協議して定める限度)

第 4 条 前二条の規定にかかわらず、別表に掲げる区域のうち学校、病院等特に静穏を必要とする施設が集合して設置されている区域又は幹線交通を担う道路の区間の全部又は一部に面する区域に係る限度は、都道府県知事(市の区域内の区域に係る限度については、市長。)及び都道府県公安委員会が協議して定める自動車騒音の大きさとする事ができる。

(自動車騒音の測定方法等)

第 5 条 前三条に規定する限度は、次に掲げる方法により測定した場合における値によるものとする。

- 一 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。
- 二 騒音の測定は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物(以下「住居等」という。)が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行うものとする。これらの場合において、測定を行う高さは、当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。
- 三 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する 7 日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる 3 日間について行うものとする。
- 四 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
- 五 騒音の測定方法は、原則として、日本産業規格 Z8731 に定める騒音レベルの測定方法によるものとし、建築物による無視できない反射の影響を避けうる位置で測定するものとする。ただし、建築物と道路との間(道路の敷地の境界線を含む。)の地点において測定を行い、当該建築物による無視できない反射の影響を避けることができない場合において、当該影

響を勘案し実測値を補正するなど適切な措置を講ずるときは、この限りでない。

六 自動車騒音以外の騒音又は当該道路以外の道路に係る自動車騒音による影響があると認められる場合は、これらの影響を勘案し実測値を補正するものとする。

七 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

別表

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	〔午前 6 時から 午後 10 時まで〕	〔午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで〕
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考

a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域をいう。

- 1 a 区域 専ら住居の用に供される区域
- 2 b 区域 主として住居の用に供される区域
- 3 c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分

(平成 12 年 3 月 21 日大阪府公告第 41 号)

※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例により、府内すべての町村への権限移譲が完了したため、平成 27 年 3 月 25 日大阪府公告第 20 号により、平成 27 年 3 月 31 日限りで廃止したが、参考掲載する。

記

(1) a 区域に該当する区域

各市町村公告(騒音規制法第 3 条第 1 項の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定)により指定した地域(以下「指定地域」という。)のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

(2) b 区域に該当する区域

指定地域のうち、都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第一号に規定する用途地域の指定のない地域

(3) c 区域に該当する区域

指定地域のうち、都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

参考資料（3）環境騒音調査実施状況

令和6年度において府内市町村で実施された環境騒音の測定方法等について集計した。

① 道路に面する地域の測定方法

道路に面する地域における測定方法の状況を表1に示す。

連続測定で瞬時値を記録する方法が最も多く採用されており、約67%であった。

表1 道路に面する地域における測定方法の状況

測定方法	割合
連続測定で瞬時値を記録	67.1%
連続測定で10分間値を記録	27.2%
非連続測定で毎時10分間値を記録	5.7%
その他	0.0%

② 測定実施主体

道路に面する地域及び一般地域における測定実施主体の状況を表2に示す。

道路に面する地域及び一般地域ともに専門の事業者へ委託して測定する割合が高く、道路に面する地域では約87%、一般地域では約66%であった。

表2 測定実施主体の状況

	専門の事業者へ委託して測定	職員等が測定
道路に面する地域	86.6%	13.4%
一般地域	66.4%	33.6%

③ 一般地域の測定頻度

一般地域における測定頻度別の測定地点数の割合を表3に示す。

ここで「毎年定点観測」とは毎年定期的に測定を行っている地点、「準定点」は複数年に1回の頻度で測定を行っている地点を示す。

一般地域における測定頻度は毎年定期的に測定を行っている地点数の割合が最も高く、約70%であった。

表3 一般地域における測定頻度別の測定地点数の割合

測定頻度	割合	
毎年定点観測	69.8%	
令和6年度より新規に観測	0.0%	
準定点	2年に1回測定	13.4%
	3年に1回測定	8.4%
	4年に1回測定	0.0%
	5年に1回測定	8.4%
	その他の頻度	0.0%
	合計	30.2%

④ 一般地域の測定方法

一般地域の測定方法の状況を表4に示す。

ここで「無人測定」とは測定機器を設置した後に無人で測定を行う方法、「常時有人測定」とは測定機器のそばに常に人がついている状態で測定を行う方法を示す。

一般地域の測定方法は常時有人測定で測定する割合が高く、約82%であった。

表4 一般地域の測定方法の状況

測定方法	割合
無人測定	18.5%
常時有人測定	81.5%
その他	0.0%

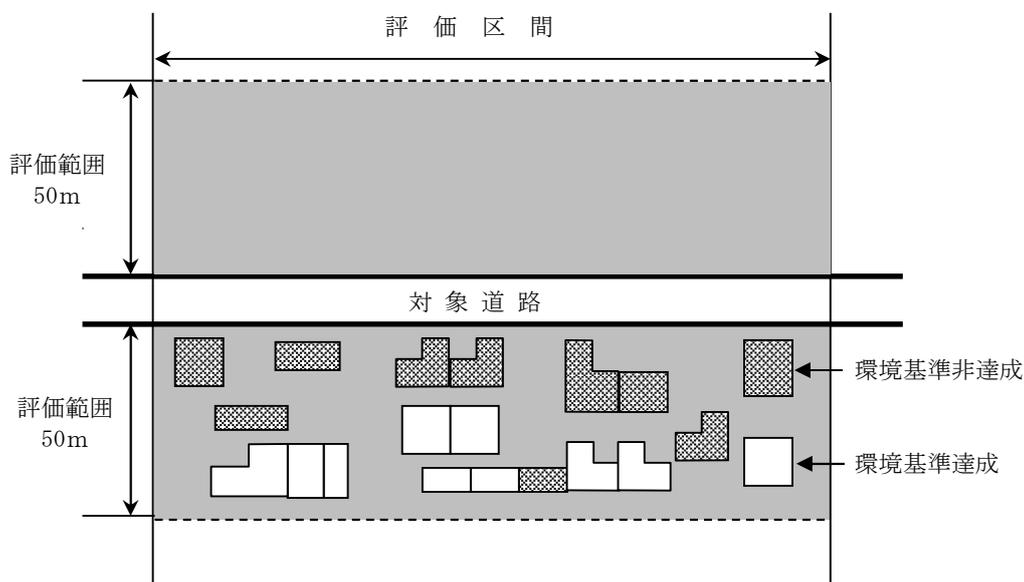
参考資料（４）騒音に係る環境基準の面的評価について

面的評価は、騒音に係る環境基準の改訂（平成10年9月、平成11年4月施行）に伴い導入された評価方法で、道路に面する地域について、沿道の騒音の実測値や道路構造等のデータから個別住居ごとに自動車騒音レベルを予測することにより、評価範囲内の全住居等のうち環境基準を超過する住居等の戸数及び割合を評価するものである（次式）。

$$\text{環境基準達成率（\%）} = \frac{\text{環境基準を達成した住居の戸数}}{\text{評価範囲内の全住居戸数}} \times 100$$

これは、従来、道路端における騒音レベルの大きさを評価していた道路交通騒音の測定・評価方法を、発生源である道路・交通とともに、沿道の都市構造にも目をむけた測定・評価方法とすることにより、「道路に面する地域の実態に即した効果的な沿道対策を促す視点を加えるなど、道路交通騒音対策の推進に環境基準が目標として効果的に機能しうるものとする」（「騒音の評価手法等の在り方について」：中環審第132号）ことを目指したものである。

大阪府域においては、平成14年度（平成13年度測定結果）から面的評価の運用を開始した。府域の評価対象路線毎（原則として国土交通省の道路交通センサスの調査単位区間に対応）に評価区間を設定し、道路端から50m以内の範囲の住居等について道路からの騒音レベルを推計している（下図）。



面的評価の模式図

面的評価については、「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成23年9月、環境省）」に基づき実施している*。

*法改正に伴う権限移譲により、平成24年度より市域は各市が常時監視を実施している。

参考資料（５）道路交通振動に係る要請限度

振動規制法

昭和 51 年 6 月 10 日 法律第 64 号
最終改正 平成 26 年 6 月 18 日 法律第 72 号

(測定に基づく要請)

第 16 条 市町村長は、第 19 条の測定を行った場合において、指定地域内における道路交通振動が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、国家公安委員会に協議しなければならない。

3 道路管理者は、第 1 項の要請があつた場合において、道路交通振動の防止のため必要があると認めるときは、当該道路の部分の舗装、維持又は修繕の措置を執るものとする。

振動規制法施行規則

昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号
最終改正 令和 3 年 3 月 25 日 環境省令第 3 号

(道路交通振動の限度)

第 12 条 法第 16 条第 1 項の環境省令で定める限度は、別表第二のとおりとする。ただし、都道府県知事（市の区域内の区域に係る限度については、市長。）、道路管理者及び都道府県公安委員会が協議するところにより、学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は同表に定める値以下当該値から 5 デシベル減じた値以上とし、特定の既設幹線道路の区間の全部又は一部における夜間の第一種区域の限度は夜間の第二種区域の値とすることができる。

別表第二(第 12 条関係)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考

1 第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

一 第一種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

二 第二種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

- 2 昼間及び夜間とは、それぞれ次の各号に掲げる時間の範囲内において都道府県知事(市の区域内の区域に係る時間については、市長。)が定めた時間をいう。
- 一 昼間 午前5時、6時、7時又は8時から午後7時、8時、9時又は10時まで
 - 二 夜間 午後7時、8時、9時又は10時から翌日の午後5時、6時、7時又は8時まで
- 3 デシベルとは、計量法別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 4 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 5 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
- 6 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。
- 7 振動の測定方法は、次のとおりとする。
- 一 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
 - ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
 - ハ 温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所
 - 二 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに、同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正値
3デシベル	3デシベル
4デシベル	2デシベル
5デシベル	
6デシベル	1デシベル
7デシベル	
8デシベル	
9デシベル	

- 8 振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の限度の区域及び時間の区分

(昭和 52 年 11 月 1 日大阪府公告第 304 号)

※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例により、府内全ての町村への権限移譲が完了したため、平成27年 3 月25日大阪府公告第22号により、平成27年 3 月31日限りで廃止したが、参考掲載する。

記

1 区域

(1) 第一種区域

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域

(2) 第二種区域

都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2 時間

(1) 昼間 午前 6 時から午後 9 時まで

(2) 夜間 午後 9 時から翌日の午前 6 時まで